

## 「高砂市民病院指定管理者制度導入に向けた民間事業者との意見交換」について

令和7年10月 高 砂 市  
高砂市民病院

### 1 経緯

現在の高砂市民病院は、平成2年5月に開院(14診療科、病床数350床)し、現在は病床数199床ありますが、一部休床しており、161床で運営しています。

また、高砂市域の中核病院として急性期・回復期・終末期の3診療機能を同時に実践できる総合病院としての特徴を持っています。

そのような状況の中、令和6年1月に「高砂市民病院将来構想」を策定し、将来的に持続可能な経営基盤の確立に向けて取り組んできました。

その後、令和7年6月には「高砂市民病院移転候補地の考え方について」により、移転候補地を決定し、令和7年9月には、「高砂市民病院の将来予測の結果による経営形態(案)」により、指定管理者制度の方向として進めるとしています。

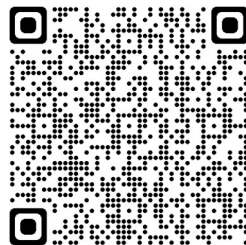
高砂市民病院将来構想  
(令和 6 年 1 月)



高砂市民病院移転候補地の考え方について  
(令和 7 年 6 月)



高砂市民病院の将来予測の結果による経営形態(案)  
(令和 7 年 9 月)



### 2 目的

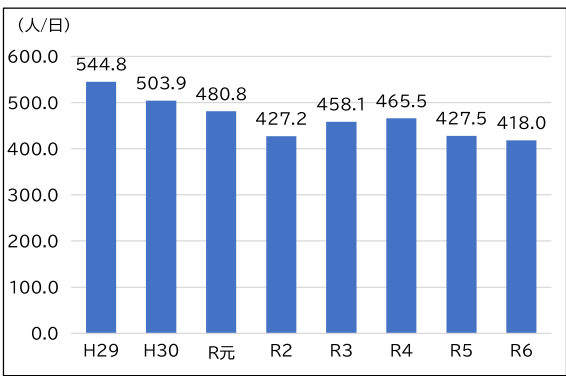
指定管理者は公募により決定する予定です。この意見交換は、本市の考える高砂市民病院の将来像について、民間事業者から様々な意見や提案などをいただき、市場の可能性を調査するとともに検討課題を把握するため実施するものです。

3 高砂市民病院の概要

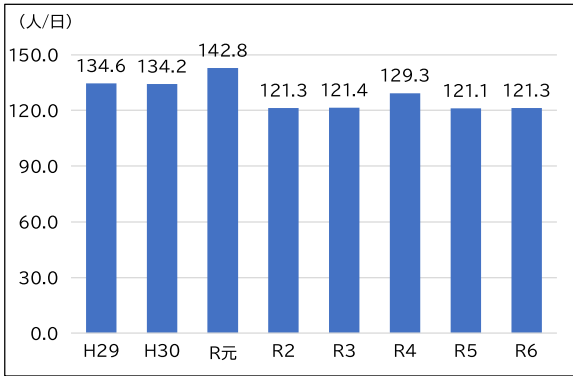
|          |                                                                                                                                   |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開設日      | 昭和40(1965)年1月20日                                                                                                                  |
| 現市民病院設立日 | 平成2(1990)年5月1日(現市民病院:築後35年)                                                                                                       |
| 病床数      | 199床(うち急性期病床78床、回復期病床97床、緩和ケア病床18床、人間ドック病床6床)                                                                                     |
| 医師数      | 常勤19名 ※病院事業管理者(病院長)を除き、専攻医を含む                                                                                                     |
| 診療科数     | 21診療科(内科、消化器内科、循環器内科、緩和ケア内科、精神科(休止中)、小児科、外科、呼吸器外科、乳腺外科、胸部外科、整形外科、皮膚科、脳神経外科、泌尿器科、形成外科、産婦人科(産科は休止中)、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科) |

【高砂市民病院の診療実績】

【1日当たり外来患者数】



【1日当たり入院患者数】



外来患者数には、健(検)診受診者数を含みません。

4 実施期間等

令和7年10月23日(木)から11月27日(木)までの9時から17時

※土・日曜日、祝日を除く

参加を希望する民間事業者から意見交換の日時を伺い、調整して決定します。

意見交換の場所は、原則、高砂市役所または高砂市民病院とします。

5 参加申込

意見交換を希望される場合は、下記の問い合わせ先に記載のメールアドレスまで、以下の様式をご提出ください。

- ・(様式1)参加申込書
- ・(様式2)参加要件申告書
- ・(様式3)意見交換出席予定者
- ・(様式4)守秘義務に関する誓約書

## 6 意見交換の進め方

意見交換を希望される場合は、下記の問い合わせ先に記載のメールアドレスまたは電話にてご連絡ください。日時等について調整させていただきます。

## 7 留意事項

- ・意見交換に要する費用の弁済及び報酬はありません。
- ・意見交換参加事業者に、本事業に係る公募への参加を義務付けるものではありません。また、意見交換の参加実績や内容は公募による事業者選定において、評価の対象とはなりません。
- ・意見交換でいただいた内容は必ずしも仕様書等に反映されるとは限りません。
- ・意見交換の内容は、今後の検討の参考とさせていただきます。また、本市、参加事業者双方の発言とも、あくまで対話時点での想定のものとして取り扱います。
- ・指定管理者の選定は公募により決定する予定です。公募手続きを適切に行う観点から、意見交換の内容や参加事業者名、参加事業者数など全て公開はしません。
- ・高砂市及び高砂市民病院から提供できるデータは、意見交換時点で公開されているものに限りです。
- ・意見交換の参加者は、守秘義務に関する誓約書の内容を理解の上、参加してください。
- ・地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に規定する入札参加の資格制限に該当する者、又は高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成 24 年高砂市条例第 5 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当する者は参加資格がありません。
- ・意見交換終了後も、必要に応じて追加の対話(文書照会も含む。)やアンケート等を実施させていただきますことがあります。

## 8 問い合わせ先

〒676-8501

高砂市荒井町千鳥 1 丁目 1 番 1 号

高砂市政策部市民病院将来構想推進室

TEL:079-441-7110(直通)

mail:[tact1340@city.takasago.lg.jp](mailto:tact1340@city.takasago.lg.jp)

(様式1)

## 参加申込書

令和7年 月 日

高 砂 市 長 様  
高砂市病院事業管理者 様

所在地  
団体名  
代表者氏名

件名：高砂市民病院指定管理者制度導入に向けた民間事業者との意見交換

標記の件について、参加を希望するので、下記の書類を添えて申し込みます。

### 記

- ・参加要件申告書
- ・意見交換出席予定者
- ・守秘義務に関する誓約書

### 【 連絡先担当者 】

|        |  |
|--------|--|
| 所属     |  |
| 氏名     |  |
| 電話     |  |
| E-mail |  |

注) 日程調整等の連絡先となります。

(様式2)

## 参加要件申告書

令和7年 月 日

高 砂 市 長 様  
高砂市病院事業管理者 様

所在地  
団体名  
代表者氏名

「高砂市民病院指定管理者制度導入に向けた民間事業者との意見交換」に記載  
の参加要件に、下記のとおり該当することを申告します。

次のすべてを満たしています。

意見交換参加申し込み時点で該当する項目の□欄にチェックしてください。

- ☐ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定  
に該当しない者であること。
  
- ☐ 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年高砂市  
条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定す  
る暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しな  
い者であること。

(様式3)

意見交換出席予定者

令和7年 月 日

高 砂 市 長 様  
高砂市病院事業管理者 様

団体名

高砂市民病院指定管理者制度導入に向けた民間事業者との意見交換への出席  
予定者は、次のとおりです。

意見交換出席予定者名簿

|   | 氏名 | 所属団体名・部署・役職 |
|---|----|-------------|
| 1 |    |             |
| 2 |    |             |
| 3 |    |             |
| 4 |    |             |
| 5 |    |             |

注)出席者が変更となる場合は、意見交換の日までに変更後の書面を提出してください。

(様式4)

令和7年 月 日

高 砂 市 長 様  
高砂市病院事業管理者 様

所在地  
団体名  
代表者氏名

## 守秘義務に関する誓約書

当団体は、高砂市民病院指定管理者制度導入に向けた民間事業者との意見交換への参加申込みを行うに当たって、以下の条項を遵守することを誓約します。

(秘密保持義務)

- 第1条 当団体は、貴市との間で行った意見交換に関する情報(以下、「秘密情報等」という。)を秘密として管理するものとし、貴市の書面による事前の承諾を得ずに、いかなる第三者にもこれを開示いたしません。また、貴市の事前承諾を得て第三者に秘密情報等を開示する場合は、当該第三者に対して、本誓約書における内容と同等の当団体に対する契約上の守秘義務を負わせるものとします。ただし、当団体に対する官公庁又は法令、条例、規則等(以下、「法令等」という。)の要求により秘密情報等を開示する必要が発生した場合は、当団体は、事前に貴市にその旨を書面により通知した上で、当該要求に対応するために必要な範囲に限り、貴市による承諾及び守秘義務契約の締結なくして第三者に秘密情報等を開示することといたします。
- 2 当団体は、貴市からの秘密情報等が、貴市又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、貴市又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与えるものであることを了解し、秘密情報等を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

- 3 当団体は、秘密情報等の複写、複製は、目的達成のために必要最小限の範囲でのみ行うことといたします。また、当団体は、複写物及び複製物についても秘密情報等の管理と同等の管理を行うことを約束いたします。
- 4 当団体は、自らの責任において、第1項の定めにより秘密情報等の全部又は一部を開示した者をして本誓約書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかかる義務に違反した場合には、当団体が本誓約書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。

(個人情報の取扱い)

第2条 秘密情報等のうち個人情報に該当するものについては、法令等により貴市及び当団体に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により貴市及び当団体に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

(存続期間)

第3条 本誓約書に基づき当団体が負う義務は、当団体が事業の募集への応募を行うか否かに関わらず、存続するものとします。

(損害賠償義務)

第4条 当団体は、当団体の本誓約書に違反する行為により秘密情報等が漏洩した事実又はその兆候がある場合には、速やかに貴市に報告した上で、貴市の指示に従って次の事項について対応いたします。

- (1)事実関係の把握
  - (2)秘密情報等の所有者によって識別される本人その他関係者に対する通知
  - (3)原因の究明と再発防止
  - (4)秘密情報等の返還、廃棄等
  - (5)その他対応を要する事項
- 2 当団体の本誓約書に違反する行為により秘密情報等が漏洩した場合、当団体は、これにより貴市又は第三者に生じた損害を、直接賠償いたします。